

簿記学論考 (1)

—小切手等の会計—

佐藤文雄*

【目次】

はじめに

- 1 当座小切手
- 2 送金小切手, 送金為替手形
- 3 自己宛小切手, 預金小切手, 預金手形, 預手
- 4 先日付小切手
- 5 不渡り小切手
- 6 自己振出し小切手の回収
- 7 未預入れ小切手
- 8 未取立て小切手
- 9 未渡し小切手
- 10 未取付け小切手
- 11 当座借越の原因となる取引の検討
- 12 当座借越の簿記処理

おわりに

はじめに

伝統的な簿記書あるいは簿記教育において、簿記一巡の手続の解説が終わった後で、個別的な取引項目の説明の筆頭には、必ず現金や当座預金を取り上げられ、また当座預金と関連付けて常に小切手という基本的な取引決済手段・代金支払手段が教えられる。筆者は、簿記の二つの大きな目的は財産管理と会計報告であると考えているが、特に財産管理を考察し、または

*専修大学商学部教授

教育する際にも、やはり原点・出発点となる項目は現在でも、現金や当座預金であると考えている。

そこで本稿では、小切手を中心に、現金や当座預金などに関する簿記・会計の諸問題を検討してみたい。21世紀の現代のビジネス社会では、電子記録債権・債務をはじめとして電子的な資金決済が急速に普及しつつあり、いわゆる支払・送金など、さまざまな決済のキャッシュレス化・ペーパーレス化が進行している。しかし、少なくとも、簿記の初等教育あるいは財産管理概念の教育指導においては、現金・当座預金・小切手などの基本的な項目・概念を学ぶ意義が、全く失われているとは考えられない。このため、筆者は本稿を手始めにして、何本かの論説・論考を今後発表する予定である。

なお、筆者は長年、財務諸表等規則ガイドライン15-1に掲げられている、いわゆる通貨代用証券の例示などに対して、いろいろと疑義を抱いており、それらに関する見解や、修正・改正の提案も述べたいと考えている。

本稿では、次のような小切手に関する取引を取り上げて、考察を加えたい。

- 1 当座小切手
- 2 送金小切手, 送金為替手形
- 3 自己宛小切手, 預金小切手, 預金手形, 預手
- 4 先日付小切手

- 5 不渡り小切手
- 6 自己振出し小切手の回収
- 7 未預入れ小切手
- 8 未取立て小切手
- 9 未渡し小切手
- 10 未取付け小切手
- 11 当座借越の原因となる取引の検討
- 12 当座借越の簿記処理

上記の項目のうち、7~10の4項目は、従来、当座預金の企業・銀行間未達取引を取り扱う銀行勘定調整表を論ずるときに取り上げられてきたものである。ただ、この4項目のすべてを解説している文献は少ないようであるが、広瀬義州教授の『財務会計』では、すべて説明されている¹⁾。

1 当座小切手

当座小切手とは、あらゆる簿記書が説くところの小切手（通常の小切手）であり、取引銀行に当座預金口座を保有する預金者が、当座勘定取引契約にもとづいて振出す支払委託証券である。資産として現金項目で処理される当座小切手は、多くの簿記書・会計書では、保有する「他人振出しの小切手」として記述されている。

当座小切手については、会計規則において、現金項目として処理すべき通貨代用証券の一つとして、記述が行なわれている。財務諸表等規則ガイドライン15-1において、「規則第15条第1項の現金には、小口現金、手元にある当座小切手、……（中略）……を含むものとする。」（下線は佐藤による。）と明記されている。

ここでいう小口現金は当然、法定通貨（法貨）である紙幣（日本銀行法第46条以下に定める「日本銀行券」（日銀券）、お札）と硬貨（通貨の単位および貨幣の発行等に関する法律第4条以下に定める「貨幣」、コイン）を意味する。そして、「手元にある当座小切手」以下で、もろもろの講学上いわゆる通貨代用証券が例示されているわけであるが、その筆頭に当座小切手が定められていて、当座小切手が通貨代用証券の代表的存在であることを示している。

ところで、当座小切手という用語・概念は、多くの場合、異なる通貨代用証券である他種類の〇〇小切手とことさらに区別する場合に用いられるようである。たとえば、前田庸（まえだ・ひとし）教授は、後述する自己宛小切手と当座小切手との区別を論じて、「……当座取引先が自分で振り出した小切手—これを自己宛小切手に対する関係で当座小切手ということがある—……」と述べている²⁾。また、銀行実務書においても、後述する送金小切手と当座小切手との区別に言及して、「……小切手面に「送金小切手」と表示されているわけではない。当座勘定取引先が振り出した小切手を「当座小切手」と通称するように、普通送金の目的で仕向銀行が振り出す小切手を「送金小切手」と通称しているにすぎない。」と述べられている³⁾。

2 送金小切手、送金為替手形

送金小切手（remittance check）とは、銀行を利用する送金手段である普通送金において、現金の代わりに送付される通貨代用証券である。送金手段として送金小切手を利用する依頼人（通常は預金者）は、取引銀行に対して送金資金および為替手数料を添えて送金小切手の取組を依頼し、銀行から送金小切手の交付を受ける。依頼者は、その送金小切手を郵送等によって、支払相手方（受取人）へ送付する。受取人は、送付された送金小切手を自己の取引銀行に呈示して換金する（現金の引出しまたは預金口座への預入れ）ことになる。

送金小切手については、会計規則においても、現金項目として処理すべき通貨代用証券の一つとして、記述が行なわれている。財務諸表等規則ガイドライン15-1において、「規則第15条第1項の現金には、小口現金、手元にある当座小切手、送金小切手、……（中略）……を含むものとする。」（下線は佐藤による。）と述べられている。

なお、法律上は、送金小切手も小切手法上の小切手であり、すべてに小切手法の適用を受ける⁴⁾。銀行実務においては、送金依頼人が送金を委託する取引銀行のことを「仕向銀行」または「取組銀行」と、送金受取人が送金小切手を呈示して支払を受ける銀行を「被

仕向銀行」と呼ぶ⁵⁾。

前田教授は、後述する自己宛小切手と送金小切手との区別について、次のように述べている。

「……A銀行甲支店がA銀行甲支店を支払人として振り出した小切手がそれ（自己宛小切手—佐藤注）であり、A銀行甲支店がA銀行乙支店を支払人として振り出した小切手—これを送金小切手—と区別される。」⁶⁾

銀行の内国為替業務において、送金為替（順為替）と呼ばれる資金送付手段としては、大きく「送金」と「振込」の二つがある。そして、「送金」はさらに、「普通送金」、「電信送金」、「国庫送金」の三つに分かれる。送金小切手は「普通送金」において利用される送金的手段・方法である。ただ、銀行取引あるいは送金方法として、現在の実務では圧倒的に、受取人の預金口座に直接入金する「振込」が利用されている。

銀行にとって送金小切手は、銀行法第10条第1項第3号に定める「為替取引」という、いわゆる銀行の固有業務の一つにおいて振出される小切手である。なお、銀行の固有業務とは、銀行法第10条第1項に規定する①預金又は定期積金等の受入れ、②資金の貸付け又は手形の割引、③為替取引、という3種類の業務を指す。

なお、財務諸表等規則ガイドライン15-1において、通貨代表証券の一つとして「送金為替手形」なるものが例示されている。財務諸表等規則ガイドライン15-1の前身たる財務諸表等規則取扱要領第18においても、1951（昭和26）年の制定当初より、「送金小切手」とともに、この「送金為替手形」は通貨代表証券の一つとして示されていて⁷⁾、現在の財務諸表等規則ガイドラインまで引き継がれている。

『金融実務辞典』においては、「送金為替手形」という項目は、いわゆる空見出し項目とされており、「D/D」を参照せよ、と指示されている。この「D/D」という見出し項目では、以下のように述べられている。

「D/D demand draft 送金為替手形のこと。送金人の依頼により取組銀行が支払銀行（自行の海外本支店や海外のコレス銀行）あてに振出す一覽払為替手形である。現在では、一覽払為替手形はほとんど使われず、小切手が多く用いられ

ている。」⁸⁾

以上のように、内容的には明らかに外国為替を前提とした説明が記述されている。また、昭和時代の末期に刊行された別の外国為替の実務書においても、次のように述べられている。

「送金小切手は一般的に demand draft 略して D/D と称されているが、これは本来一覽払いの為替手形を意味し、戦前は送金に為替手形が用いられていた名残りで、現在では、一般に手形、小切手（cheque あるいは check）を含めて demand draft ; D/D と俗称的に使われている場合が多い。」⁹⁾

以上の文献資料で示されているように、「送金為替手形」というものは、主に外国為替の送金（資金送付）手段として、20世紀の半ばころまでに用いられていたものと考えられ、20世紀後半以降は「送金小切手」に取って代わられてしまったようである。

したがって私見を述べれば、財務諸表等規則ガイドライン15-1の規定の改正を図るならば、既に意義を失った「送金為替手形」の項目を廃止し、「送金為替手形」の後継・後身たる「送金小切手」をガイドラインに残しておけば、十分であると考えられる。

3 自己宛小切手、預金小切手、預金手形、預手

自己宛小切手（cashing check）とは、銀行が自己（自行）を振出人・支払人として振出した小切手であり、「預金小切手」（bank cashier's check）または銀行振出小切手とも呼ばれ、「預手（よて）」と略称される。前田教授は、前述のように、自己宛小切手を「A銀行甲支店がA銀行甲支店を支払人として振り出した小切手」¹⁰⁾として、端的に説明する。

小切手法第6条第3項は、「小切手ハ振出人ノ自己宛ニテ之ヲ振出スコトヲ得」と定め、自己宛小切手の振出しを明文の規定で認めている。

銀行は支払保証の請求を受けた場合には、法律上の難点が伴う支払保証をしないで、自己宛小切手を振り出すことにしている¹¹⁾。

前田教授は、自己宛小切手には、(1) 現金に代わる

機能と(2)支払保証に代わる機能という二つの機能がある、と指摘する¹²⁾。支払保証に代わる機能ということ进行分析すれば、銀行が振出す自己宛小切手には、銀行が振出す約束手形と同様の効果があり、銀行が支払約束証券を発行したのと同じ効果が生まれることになり、支払保証に代わる機能が認められるわけである。

簿記書は、自己宛為替手形の振出しは約束手形の振出しと同じ効果を持つ、と説明する。したがって、為替手形と小切手の本質的な同質性に注目すれば、銀行が振出す自己宛小切手は、銀行が振出す自己宛為替手形と同様の効果を有し、結果的に銀行が約束手形を振出したのと同じ効果を生ずると考えられる。このため、前に論じた当座小切手、すなわち一般企業が振出す当座小切手と比較すると、銀行が振出す自己宛小切手の方が当然、支払いの確実性、信用力が高いわけである。

前田教授は、自己宛小切手が振出される場合について、次のように具体的に説明している。

「自己宛小切手は、銀行が自分の必要に基づいて発行することもあるが、第三者（預金者の意味—佐藤注）が銀行に対して有している預金を振り替えて、または銀行に現金を持参して、その銀行の自己宛小切手の振出を受けることが多い。たとえば、当座取引先が自分で振り出した小切手—これを自己宛小切手に対する関係で当座小切手ということがある—では相手が受け取らない場合、あるいは支払をしようとする者が銀行と当座勘定取引を結んでいない場合には、銀行に自己宛小切手の振出を依頼することになる。そのようにして振出を受けた自己宛小切手を支払の相手方、贈与の相手方等に交付または送付することによって、上述の振出依頼人は、現金の持ち運びの危険と労力を省くことができる等の利点がある。」¹³⁾

銀行が当座預金の預金者から依頼を受けて自己宛小切手を振出した場合、銀行側の会計処理としては、預金者の当座預金から小切手金額を確定的に引き落とし別段預金に振替える¹⁴⁾。そして、自己宛小切手の支払呈示を受けたときは、銀行は別段預金から引落して決済する。なお、銀行実務においては、この別段預金

で処理する自己宛小切手に見合う資金のことを「自己宛小切手発行代り金」という。このほか、別段預金で処理されるものとしては、次のようなものがある¹⁵⁾。

- ・株式払込保管金
- ・株式配当支払資金
- ・社債元利金支払資金

上記の3項目などは、資金自体の所有権の帰属は企業（会社）に有るので、企業側の会計処理で別段預金 a/c が用いられる。しかし、ここで論じている「自己宛小切手発行代り金」については、銀行実務書で次のように述べられている。

「自己宛小切手発行代り金は誰の所有に属するかについては、発行依頼人とか小切手所持人という説もあるが、通説としては銀行の所有に属すると解されている。

これは、自己宛小切手発行の法律関係を支払委託契約ではなく売買類似契約とみるもので、小切手振出後は単に小切手上の法律関係が存するにすぎないという立場に立つものである。」¹⁶⁾

したがって、通説に従うならば、自己宛小切手の振出・発行を銀行に依頼した企業側においては、別段預金 a/c を用いた会計処理をすべきではなく、自己宛小切手の交付による支払を行なった場合には、通常の当座小切手の振出と同じ処理でかまわないと考えられる。

銀行にとって自己宛小切手は、銀行法第10条第1項第1号に定める「預金又は定期積金等の受入れ」という、いわゆる銀行の国有業務の一つにおいて振出される小切手である。

なお、財務諸表等規則ガイドライン15-1において、通貨代表証券の一つとして「預金手形」なるものが例示されている。財務諸表等規則ガイドライン15-1の前身たる財務諸表等規則取扱要領第18においても、1951（昭和26）年の制定当初より、前述した「送金為替手形」とともに、この「預金手形」は通貨代表証券の一つとして示されていて、現在の財務諸表等規則ガイドラインまで引き継がれている。

預金手形は、銀行振出しの自己宛為替手形であり、ここまで論じてきた自己宛小切手または預金小切手の前駆的・前身的存在である。そして預金手形は、昭和の時代に既に金融実務でも消えていたものである。『金融実務辞典』においても、見出し項目として「預金手形」は立項されておらず、「預手（よて）」という見出しの下で、次のような説明がなされている。

「「預手」という名前は、明治時代に利用された「預金手形」に由来する。「預金手形」とは、銀行が発行する記名式持参人払の支払約束証券であり、当時の商法では自己宛小切手の振出が許されなかったため、現在の預手（自己宛小切手の意味—佐藤注）の役割りを果たしていた。その後、商法改正によって自己宛小切手が振出せるようになったが、銀行振出の自己宛小切手は、それまでどおり預手と呼ばれて今日に至っている。」¹⁷⁾

以上の記述にあるように、預手（よて）という金融実務・銀行実務で使われた用語は、もともと預金手形という言葉の略称であったが、現在では、預金手形の機能を受け継いでいる預金小切手あるいは自己宛小切手の略称・通称として生き残っているというのである。私見としては、先に送金為替手形についても論じたことと同様に、既に実務界においても意義を失って活用されなくなって久しい預金手形という項目を、1951年に制定された財務諸表等規則取扱要領以来、現在に至るまで財務諸表等規則ガイドラインに無批判的に受け継いでいることは、いささか先例墨守に過ぎ、旧態依然・時代遅れのそしりを免れないように思われる。

財務諸表等規則ガイドライン15-1の規定の改正を図るならば、既に意義を失った「預金手形」の項目を廃止し、その代わりに「預金小切手」ないし「銀行振出小切手」の項目を新設・追加すべきであると考えられる。「送金為替手形」の後継・後身たる「送金小切手」が、1951年の財務諸表等規則取扱要領第18の制定当初から定められていたことに鑑みても、数十年の遅きに失したとはいえ、「預金手形」に代えて「預金小切手」などを会計規則に定めることが必要ではないかと思われる。

なお、小切手法を論ずる法学（法律学）上の文献では、「自己宛小切手」という用語・呼称が用いられるが、財務諸表等規則ガイドラインのような会計規則では、「預金小切手」または「銀行振出小切手」という用語・名称が使われるべきであろう。「自己宛小切手」の自己とは、常に銀行を意味するのであり、預金者である個人・企業を意味するのではない。後述する「自己振出小切手」の場合のように、通常、簿記学・会計学で「自己」という言葉は会計主体である企業自身を指すので、混乱を避けるためにも、会計規則上の用語としては、「自己宛小切手」は好ましくないであろう。

4 先日付小切手

先日付（さきひづけ）小切手（postdated check）とは、実際の振出日（小切手を支払相手方に交付した日）よりも数日先の日付を、小切手の券面に振出日として記載した小切手である。先日付小切手は、別名、次のように呼ばれることがある。

- ・先付（さきづけ）小切手¹⁸⁾
- ・先日（さきひ）小切手¹⁹⁾
- ・延（のべ）小切手²⁰⁾
- ・向日付（むこうひづけ）小切手²¹⁾

先日付小切手といえども、法律上は小切手法第28条第2項に次のように定められているように、一覽払性という小切手の大原則は堅持されるため、受取人が記載されている振出日より前に、銀行に提示した場合には支払いを受ける権利は当然にある。

小切手法第28条第2項「振出の日附トシテ記載シタル日ヨリ前ニ支払ノ為呈示シタル小切手ハ呈示ノ日ニ於テ之ヲ支払フベキモノトス」

通常、先日付小切手の受取人は小切手に記載された振出日まで手元に小切手を保有し、先日付の日まで待って小切手を銀行に呈示し換金する。このように、先日付小切手の受け払い（授受）は、振出人と受取人との間の相互の信頼関係にもとづいて、すなわち振出

人は受取人に対して「たとえ法律上は直ちに銀行に呈示できるとしても、実際は先日付の振出日まで呈示を待機してくれるであろう」という信頼があり、他方、受取人は振出人に対して「先日付の振出日までは当座預金口座の残高が小切手金額に十分になるように入金してくれるであろう」という信頼があって、初めて実行されるわけである。

前田教授は「……先日付小切手の場合には呈示期間が延長されたのと同じ結果になる。」²²⁾と述べている。小切手法第29条第1項に「国内ニ於テ振出シ且支払フベキ小切手ハ十日内ニ支払ノ為之ヲ呈示スルコトヲ要ス」と定められているように、振出地と支払地がともに国内にある国内小切手については、呈示期間は振出の日付から10日とされる。ただし、同じく小切手法第29条第4項は「本条ニ掲グル期間ノ起算日ハ小切手ニ振出ノ日附トシテ記載シタル日トス」と定めている。したがって、先日付小切手の場合、法律上の呈示期間の起算日は実際の振出日ではなく、小切手の券面に記載されている振出日となるので、実質上の呈示期間が延長されるわけである。なお、10日間の呈示期間の計算において、法律上の開始日は、記載された振出日ではなく、その翌日である。これは小切手法第61条に「本法ニ規定スル期間ニハ其ノ初日ヲ算入セズ」と定められているためである。

先日付小切手の会計処理について、桜井久勝教授によれば、「……先日付小切手は、期日が到来するまで換金できない点で手形と同じであるから、受取手形として処理する。」という²³⁾。また、広瀬義州教授も、「受取人に対して小切手代金の支払いを当該日付の日まで猶予してもらうために作成される先日付小切手は、小切手の形はとっているものの、実質的には手形と同じ性質をもっているために、……受取手形として処理する。」と述べている²⁴⁾。そして武田隆二教授も、「……取引関係からの相互信頼があったり、慣行として一般化している業界にあっては、先日付小切手の経済的機能は手形に近い作用をもっている。それゆえ、決算日に先日付小切手を持ちしているときは、受取手形として貸借対照表上表示する必要があると考えられる。」と論じている²⁵⁾。

結論として、先日付小切手を取得したとき、そして

小切手に記載された振出日までの保有期間中においては、他人振出しの為替手形を取得・保有する場合と同様に、受取手形 a/c で処理するということである。小切手の法律的な性格は為替手形と同様に「支払委託証券」であり、経済史的にも小切手という支払手段（決済手段）は、銀行を名宛人（支払人）とする為替手形が発展・特化したものとみられる。したがって、後述するように、不渡り小切手について不渡手形 a/c を用いる場合と同様に、先日付小切手についても、小切手がいわば先祖返りして為替手形と同様に取扱われるケースと考えることができよう。

先日付小切手を振出す理由・原因は、さまざまに考えられるが、一つの理由としては、振出人の当座預金口座において、実際の振出日現在には小切手金額だけの預金残高が無いが、先日付の振出日までは、十分な預金が入金される予定である、というような振出人（預金者）の資金繰りの状況が考えられる。

なお、手形の代わりに先日付小切手を授受するという取引慣行がある場合、そこには印紙税の負担の節税という動機が存在する可能性が推測される。約束手形および為替手形は印紙税が課税される課税物件（課税文書）であり、収入印紙が貼付されなければならない。それに対して、小切手は印紙税の課税対象ではなく、収入印紙を貼る必要は無い。現行税制では、一覧払の手形等については手形金額にかかわらず、手形1通につき200円の印紙税が課税されるが、それ以外の約束手形または為替手形1通に対する課税は以下の通りである²⁶⁾。

- ・非課税 : 手形金額10万円未満
- ・最小課税額200円 : 手形金額10万円以上100万円以下
- ・最大課税額20万円 : 手形金額10億円超

5 不渡り小切手

不渡り小切手（dishonored check）とは、既に銀行の当座預金口座に預入れた他人振出しの小切手が不渡りとなった場合である。この不渡り小切手は、銀行勘定調整表の作成時に存在が発見された場合、その調整

項目の一つとなると考えられる。

小切手の不渡りの通知を銀行から受けたときには、次の仕訳が行なわれる。

(借) 不渡手形 100 (貸) 当座預金 100

貸方・当座預金の記入は、過去にこの小切手を預入れたときの借方・当座預金という記帳の取消しを意味する。銀行勘定調整表では、上記の修正仕訳を受けて、「企業側では出金が未記入、銀行側では出金が記入済み」という項目の一つとして記載される。

注意すべきは、借方の勘定科目の「不渡手形」である。不渡小切手という勘定科目は用いられないのである。小切手の不渡りの場合も、約束手形や為替手形の不渡りと同様に、不渡手形 a/c が伝統的に用いられてきた。中村忠教授はその理由について、「小切手は銀行を支払人とする一覽払の為替手形とみることができるからである。」と述べている²⁷⁾。

ただ、ここで検討を要することは、貸倒れの問題である。小切手の不渡りと約束手形・為替手形の不渡りとは、貸倒引当金の設定について差異が存在する。受取った小切手には貸倒引当金は設定されないのに対して、受取った手形には貸倒引当金が設定される。いかえれば、小切手代金の回収不能(取立不能)のリスクは、手形代金の回収不能のリスクと比べれば、圧倒的に低いと考えられる。したがって、貸倒れの見積もりの処理における差異に注目するのであれば、小切手の不渡りと手形の不渡りとの間で、別個の勘定科目を用いる可能性を検討する意義はあると考えられる。

武田隆二教授は、小切手の不渡りを処理する際に、「不渡小切手勘定」を用いる考え方を示している²⁸⁾。武田教授は、不渡手形 a/c と特に区別して不渡小切手 a/c を使う論拠ないし積極的理由を述べていないが、注目すべき見解と思われる。

従来の簿記処理として不渡り小切手について、不渡手形 a/c が用いられてきた根拠は、法律的な論拠であったと考えられる。すなわち、小切手法第39条に定める小切手の支払拒絶による遡求における遡求権の要件などの規定が、手形法43条に定める為替手形の支払拒絶による遡求の規定と類似していたり、小切手法第

43条に定める遡求義務者の合同責任の規定が手形法第47条に定める合同責任の規定と類似しているなどの、不渡り小切手と不渡り手形との間の法律上の権利義務の類似性が、不渡手形 a/c の使用における最大の論拠であると思われる。

しかし会計上は、前述のように、小切手と手形とは、不渡りのリスクの見積もりが大きく異なるのであり、それが実際に不渡りの発生した後の会計処理にも多大な影響を及ぼす。したがって、そもそも会計が法律に盲従する謂われは無いわけであり、不渡り小切手の簿記処理については再検討の余地が有るように考えられる。

6 自己振出し小切手の回収

自己振出しの小切手の回収とは、過去に自分が振出した小切手が、名指人(受取人)以降において支払手段として流通した結果として、再び何らかの代金回収の産物として、自らの手元に舞戻ってきた場合である。

ただし、実務においては、自己振出しの小切手の回収という取引が実際に発生することは、非常に例外的であり、ごく稀なことであると考えられる。小切手は小切手法第28条第1項において「小切手ハ一覽払ノモノトス」と定められていて、即時払いであるため、通常は最初の受取人が銀行に預入れる(入金する)。したがって、小切手法上では可能である小切手の裏書譲渡が実際に行なわれることは、少ない。また、小切手法第29条第1項で小切手の支払呈示期間は「十日内」と規定されていて、小切手の法律上の流通期間(期限)は最長で10日間であるところからも、手形のように裏書譲渡が連続して流通する可能性は低いのである。

自己振出し小切手の回収取引の仕訳は次のようになる。

(借) 当座預金 200 (貸) ○○○○ 200

借方・当座預金という記入は、過去にこの小切手を振出したときの貸方・当座預金という記帳の取消しを

意味する。つまり、この自己振出しの小切手を銀行に預入れた（入金した）のではないことに、注意しなければならない。自己振出しの小切手の回収の場合は、他人振出しの小切手の取得とは異なり、単に受取っただけで借方・当座預金という記帳が行なわれるのである。実際に、回収された自己振出しの小切手は、必要な会計記録を取った後に廃棄処分されると考えられる。したがって、自己振出しの小切手の取得と、他人振出しの小切手の取得とでは、次のような仕訳の差異を生ずる。

- ・ 自己振出しの小切手の取得：借方・当座預金
- ・ 他人振出しの小切手の取得：借方・現金

通常、簿記論の仕訳問題で、「他人振出しの小切手を取得して直ちに銀行の当座預金口座に預入れた」という取引の解答は、借方・当座預金となる。これは、小切手の取得と預入れが同日に行なわれた場合に、厳密には次の二つの仕訳が行なわれるべきところであるが、実務上、等額の借方・現金の記入と貸方・現金の記入とを相殺消去して、簡便に一つの仕訳にまとめた結果と考えるべきである。

小切手の取得の仕訳 (借) 現 金 300
(貸) ○○○○ 300
小切手の入金の仕訳 (借) 当座預金 300
(貸) 現 金 300

7 未預入れ小切手

未預入れ小切手とは、過去に他人振出しの小切手を受取り、その際に借方・当座預金という記帳を済ませていたが、何かの事情で銀行の当座預金口座への入金（預入れ）が行なわれずに、小切手が手元に残っている場合である。この未預入れ小切手は、銀行勘定調整表の作成時に存在が発見された場合、その調整項目の一つとなる。

未預入れ小切手の存在を発見したときには、次の仕訳が行なわれる。

(借) 現 金 400 (貸) 当座預金 400

借方・現金の記入は、他人振出しの小切手がまだ手元に残っているという事実を踏まえて、他人振出しの小切手を受取ったときには本来、借方・現金という記入を行なう、という原則に回帰した記帳を意味する。

そして、貸方・当座預金の記入は、過去にこの小切手の入金の記帳をしたときの借方・当座預金という記入の取消しを意味する。つまり、実際にはまだ当座預金の入金が行なわれていないことになるため、過去の預入れの記帳の取消しが行なわれるのである。銀行勘定調整表では、上記の修正仕訳を受けて、「企業側では出金が未記入、銀行側では出金が記入済み」という項目の一つとして記載される。

ところで、未預入れ小切手の問題を理論的に掘下げて考えてみると、これは現金過不足における現金過剰（過大）の事例の一つであることに気付く。未預入れ小切手の存在の発見とは、現金残高の会計記録（帳簿記録）、すなわち総勘定元帳の現金勘定口座の残高および現金出納帳の残高よりも、実際の現金有高の方が大きい、という記録と事実との不一致（差異、食違い、ずれ）の発見を意味している。したがって、未預入れ小切手を理論上厳格に処理するならば、次のように現金過不足 a/c を用いた二段階の仕訳が行なわれるはずである。

- ・ 第1段階の処理：未預入れの状態である他人振出しの小切手の存在の発見によって、実際の現金有高が過剰であるという事実を処理する。

(借) 現 金 500 (貸) 現金過不足 500

- ・ 第2段階の処理：現金過剰の事実の発見と同時に、過去に当座預金への入金処理を済ませていた小切手を実際は預入れていないことが現金過剰の原因であることが判明するので、その過去における当座預金の増加の処理を取消して修正するために、現金過不足 a/c の貸方から当座預金 a/c の貸方への振替を行なう。

(借) 現金過不足 500 (貸) 当座預金 500 不要である。

しかし、未預入れ小切手を取り上げる、どの簿記書にも、このように、現金過不足 a/c をわざわざ経由する二段構えの処理を説明するものは無い。前述の一つの修正仕訳を行なえば十分だからである。

このことは、ひるがえって、現金過不足 a/c の使用のルールを我々に気付かせてくれる。つまり、現金過不足の事実を発見した当日に、その原因が判明しなかった場合にだけ通常は、現金過不足 a/c を用いるべきである、というルールである。現金過不足 a/c のような仮勘定は、一時的な記録を残すという役割を果たす勘定である。具体的に言えば、現金過不足 a/c は、現金過不足の事実を発見した時点から、その正しい原因となる勘定科目または正しい記入金額が判明する時点までの、あるいは正しい科目や金額という原因の調査・追求をもはや断念して雑益 a/c や雑損 a/c で決着を付ける時点までの、「つなぎ」の勘定である。したがって、未預入れ小切手の発見の場合のように、現金過剰の事実の発見と、小切手の未預入れという原因の判明が、同時になされるようなときには、現金過不足 a/c をあえて用いるようなことはせずに、一つの追加記入となる修正仕訳が行なわれるのである。

8 未取立て小切手

未取立て小切手とは、他人振出しの小切手を受取り、既に銀行に預入れているが、銀行の手続として、まだ小切手代金の取立てが済んでおらず、未入金の場合である。つまり、他人振出しの小切手の受取り・預入れ(呈示)・取立て(入金)等の一連の過程において、前述の未預入れ小切手よりもプロセスは進行しているものの、最終ゴールである当座預金の入金にまでは至っていない場合である。

この未取立て小切手は、銀行勘定調整表の作成時に存在が発見された場合、その調整項目の一つとなり、銀行勘定調整表では「企業側では入金が記入済み、銀行側では入金が未記入」という項目の一つとして記載される。ただ、未取立ては、銀行側の手続の進行の問題であるので、企業側では修正仕訳などの会計処理は

9 未渡し小切手

未渡し小切手とは、企業内部の会計事務手続としては小切手の振出が完了しているにもかかわらず、支払相手方に小切手が交付されていない場合である。すなわち、小切手用紙にすべての記載・押印(捺印)の作業が済んでいて、いつでも支払先に渡せる状態になっているのに、何らかの事情で小切手が手元に残ってしまった状況である。この場合、既に貸方・当座預金という出金(引出し)の会計処理は行なわれている。この未渡し小切手は、銀行勘定調整表の作成時に存在が発見された場合、その調整項目の一つとなる。

未渡し小切手の存在を発見したときには、次の仕訳が行なわれる。

(借) 当座預金 600 (貸) ○○○○ 600

借方・当座預金の記入は、過去にこの小切手を振出したときの貸方・当座預金という記帳の取消しを意味する。つまり、実際にはまだ当座預金による支払いが行なわれていないことになるため、過去の引出しの記帳の取消し、すなわち当座預金の戻入れが行なわれるのである。銀行勘定調整表では、上記の修正仕訳を受けて、「企業側では入金が未記入、銀行側では入金が記入済み」という項目の一つとして記載される。

なお、上記の修正仕訳における貸方科目については、最初の振出時の仕訳における借方科目に応じて、次のようになると考えられる。

- ・振出時の借方科目が資産または費用の勘定の場合
⇒修正仕訳の貸方科目は未払金 a/c (または買掛金 a/c)
- ・振出時の借方科目が負債の勘定の場合⇒修正仕訳の貸方科目は同じ負債の勘定
(この場合は、修正仕訳は単純に最初の仕訳の反対仕訳となる。)

未渡し小切手については、会計規則においても記述

が行なわれている。財務諸表等規則ガイドライン15-1において、「規則第15条第1項の現金には、小口現金、手元にある当座小切手、……（中略）……を含むものとする。ただし、未渡小切手は、預金として処理するものとする。」（下線は佐藤による。）と明記されている。

10 未取付け小切手

未取付け小切手とは、小切手を振出し、既に支払相手方に小切手を引渡している（交付している）が、支払先が小切手をまだ銀行に呈示していなくて未出金の場合、あるいは支払先による小切手の呈示も済んでいるが、支払先の取引銀行による小切手代金の取立てが済んでいなくて未出金の場合である。つまり、小切手の振出し・引渡し（交付）・呈示・出金等の一連の過程において、前述の未渡し小切手よりもプロセスは進行しているものの、最終ゴールである当座預金の出金にまでは至っていない場合である。

この未取付け小切手は、銀行勘定調整表の作成時に存在が発見された場合、その調整項目の一つとなり、銀行勘定調整表では「企業側では出金が記入済み、銀行側では出金が未記入」という項目の一つとして記載される。ただ、未取付けは、支払先または銀行側の手続の進行の問題であるので、企業側では修正仕訳などの会計処理は不要である。

ここで検討したいのは、「未取付け」という用語・名称である。「未取付け」というだけでは、資金を受取るべき小切手のプロセスを表現しているのか、資金を支払うべき小切手のプロセスに言及しているのか、いささか区別が付けにくく、分かりづらい懸念がある。たとえば、日本商工会議所主催簿記検定試験2級商業簿記（日商2級商簿）のスタンダードな受験教材では、銀行勘定調整表の解説のところで、「未取付小切手」という用語を紹介し、その意義を特に説明している²⁹⁾。また、桜井久勝教授は、「引出未済小切手」と呼んでいる³⁰⁾。

「取付け」という言葉から、まず連想される熟語は「取付け騒ぎ（取付け騒動）」である。すなわち、銀行に対して信用不安を抱いた預金者が殺到して、預金の

引出しが集中する事態を意味するわけであり、したがって「取付け」という言葉には、資金の回収（流入）を意味する「取立て」とは反対である、資金の引出し（流出）という意義が付与されていると思われる。

11 当座借越の原因となる取引の検討

簿記書においては、当座借越（overdraft）に関する説明・解説は、当座預金の項目で小切手と関係づけて行なわれている。しかし、実際の当座借越は、小切手の過振り（当座預金残高を超過する金額の小切手の振出し）だけが原因で生ずるわけではない。

当座借越の原因となる取引

- ・小切手の振出し（過振り）
- ・当座預金口座からの直接的な引落とし

小切手の振出しとは異なる、当座預金口座からの引落としの代表的な例は、振出した約束手形の支払期日（満期日）における支払い（決済）である。手形代金の決済では、手形代金と同額の小切手が振出されることによって当座預金の引出しがなされるわけではなく、満期日に当座預金口座から直接的に引落とし（引去り）が行なわれるのである。このことは、銀行法の最新の解説書においても、次のように述べられている。

「取引先の当座預金勘定からの支払は、小切手の振出しによる場合に限らない。約束手形が振り出され、または為替手形の引受けがなされるときに、支払場所としてその銀行の営業所が指定された場合に、銀行は支払の委託があったものとして取引先の当座預金勘定から支払を行なう。」³¹⁾

振出した約束手形の代金（券面額）が支払期日現在の当座預金残高を上回る場合も、当座借越の原因となることは、銀行に関する文献で明らかとされている。なお、以下に引用・紹介する文献においては、銀行を主体とする立場から「当座貸越」という用語が使われている。当座貸越は、銀行法第10条第1項第2号に定め

る「資金の貸付け又は手形の割引」という、いわゆる銀行の固有業務の一つに該当する。銀行実務の解説書では、次のように述べられている。

「当座貸越取引は、当座勘定取引に付随して行なわれる一種の極度貸付取引である。

当座貸越の取引契約が締結されると、取引先は、その定められた貸越極度額までは当座預金残高がなくても小切手・手形を振り出し、または引き受けて支払の委託をすることができ、銀行はこれらについて、貸付をして支払う義務を負う。」(下線は佐藤による³²⁾。

「当座貸越は、当座勘定取引を有する取引先に対して、当座預金の残高を超えて振り出された小切手・手形の決済不足資金を、銀行が一定限度額まで立替払いすることを約定して行なう貸付で、その返済は取引先が手元資金余力を生じたときに、当座勘定に入金することにより行なわれる。このため、当座貸越契約は、当座勘定取引に付随してなされるのを基本とし、取引先の毎月の取支繰りにおいて、定期的、一時的な資金ショートを生じるような場合に利用されることを本来の目的とする。」(下線は佐藤による³³⁾。

当座預金口座からの直接的な引落としが行なわれるような場合の当座借越の簿記処理としては、次のような仕訳が考えられる。

- ・かねて振出した約束手形の決済に際して、当座借越が生じた。

(借) 支払手形	700	(貸) 当座預金	600
		当座借越	100

- ・かねて取引銀行を通じて発生記録の請求を行っていた電子記録債務の決済に際して、当座借越が生じた。

(借) 電子記録債務	800	(貸) 当座預金	600
		当座借越	200

このように、従来の簿記書においては当座借越の説

明が、当座預金や小切手の解説の箇所ですべて一度だけしか行なわれなかったために、小切手の過振り以外の原因による当座借越の発生が無視されて記述されてこなかった。このことは、簿記書の盲点あるいは欠陥であり、改善の余地があると考えられる。

12 当座借越の簿記処理

当座借越取引の簿記処理については、2019年度から日商3級商業簿記において、大きな変更が予定されている。従来、当座借越の処理方法としては、次の二つが行なわれていた。

一勘定方式：当座 a/c で、すべての当座預金取引を処理する方法

二勘定方式：当座預金 a/c (資産の勘定) と当座借越 a/c (負債の勘定) を用いて、当座預金取引を処理する方法

2019年度からは、少なくとも期中の当座預金取引をすべて当座預金 a/c だけで処理する方法に一本化される。これは、ある意味では、一勘定方式に統一され、ただし用いられる勘定科目が当座 a/c から当座預金 a/c に変わるものである。

そして、もし期末現在で当座預金 a/c が貸方残高となっていて当座借越の状態であるならば、その貸方残高は当座預金 a/c から当座借越 a/c または借入金 a/c の貸方へ振替えられなければならない。したがって、当座借越 a/c が全く消えるわけではないが、この勘定は期中取引の処理では用いられず、期末の決算整理においてのみ使われることになる。

かつての当座 a/c にせよ、今後の当座預金 a/c にせよ、講学上はどちらも基本的には資産の勘定として説明すべきであるが、いずれの勘定も一時的(短期的)に貸方残高になる場合が例外的に存在し、それは当座借越という負債の存在を意味する。

日本商工会議所から公表されている見解を紹介すれば、以下のようである。

「実務において当座借越の期中取引の記帳を行なう際に

は、煩雑さを避けるために当座借越勘定を設定せずに当座預金勘定の貸方残高としたうえで、決算時まで貸方残高が残っていた場合には決算整理として当座借越勘定など適切な負債勘定に振り替えるのが一般的である。そのため、期中取引の記帳に関して当座預金勘定と当座借越勘定の使い分けを出題範囲から除外することとした。なお、当座借越取引そのものを出题から除外するものではなく、当座借越契約の締結、期中の当座借越取引（当座預金勘定で処理）および決算整理で当座借越額を負債へ振り替える処理は3級の出題範囲とする。」³⁴⁾

「……決算において当座預金勘定（資産）の貸方残高は当座借越による負債を表すものであるため、当座借越勘定または借入金勘定へ振り替える必要がある。」³⁵⁾

振り返ってみると、一勘定方式を当座預金 a/c で実行するという考え方は、今から30年以上前に、中村忠教授がその著書『現代簿記』初版（昭和60（1985）年発行、現在は『新訂現代簿記』第5版、平成20（2008）年発行という形で出版されている。）で提唱されていた。中村教授の見解を引用すれば、次の通りである。

「……あえて当座勘定としなくても当座預金勘定で差し支えないと思う。この勘定が貸方残高であれば当座借越を意味するということ十分である。……当座借越は一時的なもので、短期間内に消滅してしまうものだからである。」³⁶⁾

このように、中村教授は主張されていたのであるが、この考え方が提唱されてから30年以上経過して、ようやく日商簿記検定の制度に受け入れられたことになる。中村教授の先見の明、あるいは洞察力に満ちた慧眼というべきであろう。

ここで付け加えるならば、当座借越の簿記処理は、簿記学習の初心者・入門者にとっては、いささか言葉の上で悩ましい箇所である。初級簿記全般を通して見ると、次の3点で、「借」という用語と「貸」という用語の不一致が生ずる。

- 1 貸付金 a/c が貸借対照表の借方に計上される。
- 2 借入金 a/c が貸借対照表の貸方に計上される。
- 3 当座借越の場合、元帳の当座預金勘定口座およ

び当座預金出納帳が貸方残高である。

上記の2と3は同じ論理である。このような、複式簿記の専門用語における「借」と「貸」のズレが、意外と簿記学習者を悩ませ、彼らはズレが気になるようである。これらについては、われわれ簿記教師が授業の現場で懇切丁寧に説明し、学習者がこのようなつまらない箇所、挫折したり頓挫したりしないように、工夫・努力するしかないであろう。

おわりに

本稿で筆者が明らかにできたと考える論点を最後に整理することで、本稿のまとめとしたい。

まず、財務諸表等規則ガイドライン15-1で示されている通貨代用証券に関しては、次のことを明らかにした。

- 1 通貨代用証券の具体例として、自己宛小切手である「預金小切手」または「銀行振出小切手」を新設・追加すべきであることを提案した。
- 2 1951年の財務諸表等規則取扱要領の制定以来、通貨代用証券の例示とされている「送金為替手形」および「預金手形」という項目を削除・廃止すべきであることを提案した。

以上の二つの論点を敷衍すると、20世紀の半ばまでに、送金または支払の手段について、次のような変遷が取引実務の世界で既に生じていた。

- ・送金為替手形⇒送金小切手
- ・預金手形（預手）⇒預金小切手（預手、銀行振出の自己宛小切手）

上記のうち、送金為替手形・送金小切手・預金手形の3項目は、1951年以来ずっと継続的に会計規則において通貨代用証券として例示されてきた。しかし、預金手形の後身・後継である預金小切手がいまだに会計規則に示されていないことは不備であると思われる。このため、論点1のように、会計規則の改善を提案し

た。また、20世紀の半ばまでに、あるいは、どのように遅く見積もっても日本では昭和の時代のうちには、取引実務から姿を消していた送金為替手形と預金手形は、既に会計規則に例示を続けるだけの意義を失っているものと考えられる。そのため、これらの2項目を会計規則から削除・廃止することも併せて提案した。

さらに、小切手の取引の簿記処理、具体的には勘定科目や仕訳については、以下の2点を特に検討した。

- 3 不渡り小切手の処理について、従来用いられてきた不渡手形 a/c 以外の勘定科目、たとえば、不渡小切手 a/c を用いる可能性について検討した。
- 4 当座借越という取引が、小切手の過振り以外の原因でも発生することを示した。

特に上記の4の論点については、従来の簿記書では全く述べられてこなかったと思われるので、本稿で論ずる意義があったと考えられる。

(本稿は、筆者が平成28(2016)年度に実行した専修大学中期研究員としての研究活動の成果をまとめたものである。)

【注】

- 1) 広瀬義州著、『財務会計』第13版，中央経済社，2015年，197頁。
- 2) 前田庸著、『手形法・小切手法』，有斐閣，1999年，738頁。
- 3) 松本貞夫・井上俊雄共著、『新銀行実務総合講座第5巻内国為替・手形交換』，金融財政事情研究会，1987年，82頁。
- 4) 松本貞夫・井上俊雄共著、『新銀行実務総合講座第5巻内国為替・手形交換』，金融財政事情研究会，1987年，82-83頁。
- 5) 松本貞夫・井上俊雄共著、『新銀行実務総合講座第5巻内国為替・手形交換』，金融財政事情研究会，1987年，80-81頁。
- 6) 前田庸著、『手形法・小切手法』，有斐閣，1999年，737頁。
- 7) 渡辺実・原秀三・浅地芳年・藤原重信共著、『財務諸表規則監査証明規則解説』，森山書店，1952年，369頁。なお，本稿では，1951年制定の最初の財務諸表等規則取扱要領の条文については，本書を参照した。
- 8) 香川保一・徳田博美・北原道貫編集代表，『金融実務辞典』新版，金融財政事情研究会，1986年，951頁。
- 9) 和島雄三・樋之口洋朗・尾崎忠・山下周次共著，『新銀行実務総合講座第6巻外国為替』，金融財政事情研究会，25頁。
- 10) 前田庸著，『手形法・小切手法』，有斐閣，1999年，737頁。
- 11) 前田庸著，『手形法・小切手法』，有斐閣，1999年，737-738頁。
- 12) 前田庸著，『手形法・小切手法』，有斐閣，1999年，737-738頁。
- 13) 前田庸著，『手形法・小切手法』，有斐閣，1999年，738頁。
- 14) 前田庸著，『手形法・小切手法』，有斐閣，1999年，738頁。
- 15) 堀内仁・宍戸育夫・川田悦男・高橋進・大島鋼一・西尾信一共著，『新銀行実務総合講座第1巻預金・付随業務』，金融財政事情研究会，1987年，324頁。
- 16) 堀内仁・宍戸育夫・川田悦男・高橋進・大島鋼一・西尾信一共著，『新銀行実務総合講座第1巻預金・付随業務』，金融財政事情研究会，1987年，333頁。
- 17) 香川保一・徳田博美・北原道貫編集代表，『金融実務辞典』新版，金融財政事情研究会，1986年，1397頁。
- 18) 武田隆二著，『簿記Ⅰ〈簿記の基礎〉』カラー版第5版，税務経理教会，2009年，281頁，および金森久雄・荒憲治郎・森口親司編集，『有斐閣経済辞典』第5版，有斐閣，2013年，470頁。
- 19) 金森久雄・荒憲治郎・森口親司編集，『有斐閣経済辞典』第5版，有斐閣，2013年，471頁。
- 20) 武田隆二著，『簿記Ⅰ〈簿記の基礎〉』カラー版第5版，税務経理教会，2009年，281頁。
- 21) 香川保一・徳田博美・北原道貫編集代表，『金融実務辞典』新版，金融財政事情研究会，1986年，529頁。
- 22) 前田庸著，『手形法・小切手法』，有斐閣，1999年，764頁。
- 23) 桜井久勝著，『財務会計講義』第19版，中央経済社，2018年，92頁。
- 24) 広瀬義州著，『財務会計』第13版，中央経済社，2015年，192頁。
- 25) 武田隆二著，『簿記Ⅰ〈簿記の基礎〉』カラー版第5版，税務経理教会，2009年，281頁。
- 26) 『平成30年度版税務便覧』，税務経理教会，2018年，616頁。
- 27) 中村忠著，『新訂現代簿記』第5版，白桃書房，2008年，76頁脚注。
- 28) 武田隆二著，『簿記Ⅰ〈簿記の基礎〉』カラー版第5版，税務経理教会，2009年，284頁。
- 29) 『検定簿記講義／2級商業簿記』平成30年度版，中央経済社，2018年，8頁。
- 30) 桜井久勝著，『財務会計講義』第19版，中央経済社，2018年，95頁。
- 31) 小山嘉昭著，『銀行法精義』，金融財政事情研究会，2018年，117頁。
- 32) 堀内仁・宍戸育夫・川田悦男・高橋進・大島鋼一・西尾信

一共著、『新銀行実務総合講座第1巻預金・付随業務』、金融財政事情研究会、1987年、161頁。

33) 松本崇・峯崎二郎・川田悦男・北原重信・宍戸育夫・秦光昭・石井眞司共著、『新銀行実務総合講座第2巻法人貸出』、金融財政事情研究会、1987年、194頁。

34) 日本商工会議所、『商工会議所検定試験出題区分表などの改定について』、2018年4月2日、4頁。

35) 日本商工会議所、『商工会議所検定試験出題区分表などの改定について』、2018年4月2日、10頁。

36) 中村忠著、『新訂現代簿記』第5版、白桃書房、2008年、49頁。

【参考文献】

小山嘉昭著、『銀行法精義』、金融財政事情研究会、2018年。

桜井久勝著、『財務会計講義』第19版、中央経済社、2018年。

武田隆二著、『簿記Ⅰ〈簿記の基礎〉』カラー版第5版、税務経理学会、2009年。

中村忠著、『新訂現代簿記』第5版、白桃書房、2008年。

広瀬義州著、『財務会計』第13版、中央経済社、2015年。

前田庸著、『手形法・小切手法』、有斐閣、1999年。

渡辺実・原秀三・浅地芳年・藤原重信共著、『財務諸表規則監

査証明規則解説』、森山書店、1952年。

堀内仁・宍戸育夫・川田悦男・高橋進・大島鋼一・西尾信一共著、『新銀行実務総合講座第1巻預金・付随業務』、金融財政事情研究会、1987年。

松本崇・峯崎二郎・川田悦男・北原重信・宍戸育夫・秦光昭・石井眞司共著、『新銀行実務総合講座第2巻法人貸出』、金融財政事情研究会、1987年。

松本貞夫・井上俊雄共著、『新銀行実務総合講座第5巻内国為替・手形交換』、金融財政事情研究会、1987年。

和島雄三・樋之口洋朗・尾崎忠・山下周次共著、『新銀行実務総合講座第6巻外国為替』、金融財政事情研究会、1987年。

金森久雄・荒憲治郎・森口親司編集、『有斐閣経済辞典』第5版、有斐閣、2013年。

香川保一・徳田博美・北原道貫編集代表、『金融実務辞典』新版、金融財政事情研究会、1986年。

『検定簿記講義／2級商業簿記』平成30年度版、中央経済社、2018年。

『平成30年度版税務便覧』、税務経理学会、2018年。

日本商工会議所、『商工会議所検定試験出題区分表などの改定について』、2018年4月2日。